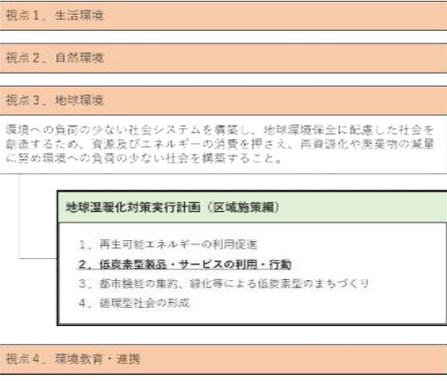


意見・質問事項

議事 1. 悪臭防止法の規制方式変更について	
質問・意見の内容	回答
8月5日の臭気測定の件について、特定悪臭物質は何で、濃度はどのくらいなのか、差し支えない範囲で教えてください。	濃度調査の測定結果については、個別の事案であるため、命令等の処分を行った事案でない限りは公表を控えさせていただきます。
規制方式変更による効果が6月の審議会等で報告されることを期待します。	これまで法的な指導が難しかった「複合臭」事案に対しても、新方式のもとで適切に指導を行いながら、悪臭苦情の解決に努めてまいります。経過に関しては、適宜、環境審議会へ報告させていただきます。
議事 2. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の実績報告について	
質問・意見の内容	回答
CO ₂ の量が製品出荷額から換算されるのでは、市や市民の努力が表れないのではないのでしょうか。	現況推計手法は、統計データの制約上、按分に頼らざるを得ない部分があり、市民・市内事業者の取組や市の施策の効果が十分に反映されない場合があります。この点への対応として、次期計画の策定においては、取組・施策の進捗管理や評価を適切に行うために独自の評価指標を設けるなどの工夫についても検討していきたいと考えています。
議事 3. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間延長について	
質問・意見の内容	回答
環境基本計画に統合することがメインでは？時の流れということでしょうか。	お見込みのとおりです。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容は環境基本計画と共通する部分も多く、密接な関係があることから、近年、道内でもこれらの計画を統合して策定しているケースがあります。当市においても、より効果的・効率的に施策の推進を図ることを目的に、両計画を統合して策定するため、期間を延長するものです。
温対法に関連して、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（第5章建築物に係る措置）は、当該区域施策編のどの項目に含まれているのでしょうか。環境基本計画との統合により、どのように位置づけられるのでしょうか。	<p>「エネルギー使用の合理化等に関する法律」の第5章では、建築物の建築者や所有者などは、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努める」ことなどが定められています。この内容については、第3次恵庭市環境基本計画策定方針案における4つの視点のうち、視点3「地球環境」の中で、区域施策編として定める項目の一つとして整理していく見込みであり、具体的には、「2. 低炭素型製品・サービスの利用・行動」の一部に位置づけられると考えられます。イメージについては下図をご覧ください。</p> <p>なお、これらの施策については他の施策同様、環境基本計画との統合により効果的・効果的に推進を図っていきたくと考えております。</p>  <p>視点1. 生活環境</p> <p>視点2. 自然環境</p> <p>視点3. 地球環境</p> <p>環境への負荷の少ない社会システムを構築し、地球環境保全に配慮した社会を創造するため、資源及びエネルギーの消費を控え、再資源化や廃棄物の減量に努め環境への負荷の少ない社会を構築すること。</p> <p>地球温暖化対策実行計画（区域施策編）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生可能エネルギーの利用促進 2. 低炭素型製品・サービスの利用・行動 3. 都市機能の集約、緑化等による温室効果ガスの削減 4. 循環型社会の形成 <p>視点4. 環境教育・連携</p>
議事 6. その他	
質問・意見の内容	回答
環境教育・連携では、3R運動（の考え方）をベースにしてはどうでしょうか。	「第3次環境基本計画の策定方針案について」（資料4）の2ページの「5. 計画の体系」－「（1）基本目標」にある基本目標No. 5の「環境教育・連携」に関し、消費者と事業者が連携して廃棄物の削減を目指す3R運動について、参考となる点が多いといった趣旨のご意見かと思えます。次年度の計画策定にあたっての貴重なご意見として承らせていただきます。
国のカーボンゼロの実質的な達成年度を2050年と報道されたが、この目標は相当に高い目標と認識しています。市としても具体的なロードマップを市民に示し、積極的に効果のある施策を実行すべきだと思います。特に民生のうち、建築物の省エネルギー化には、より高いレベルで取り組まれるべきと考えます。	<p>ご意見のとおり、2050年でのカーボンゼロ（脱炭素）達成という目標については、パリ協定で掲げる目標を大きく前倒しする非常に高い目標であり、達成に向けて、国・道との連携を図りながら、市としてできることを最大限実施していく必要があると認識しています。</p> <p>現在、国では、菅首相が所信表明で述べた脱炭素社会について、これを具体化するため、「国・地方脱炭素実現会議」において、「地域脱炭素ロードマップ」の策定を進めており、これを踏まえる形で、R3年度中には「地球温暖化対策計画」（環境省）や「エネルギー基本計画」（経済産業省）が見直される見込みです。</p> <p>以上から、第3次恵庭市環境基本計画の策定に際しては、これらの国の動向等を注視しながら、恵庭市環境審議会委員各位へ諮りつつ、施策の方向性について検討してまいりたいと考えております。</p>